

成蹊会役員候補者推薦に係わる公示

一般社団法人 成 蹊 会

一般社団法人成蹊会は、最高意思決定機関である「代議員総会」と業務執行の決定を行う「理事会」で運営されます。

成蹊会の役員(理事及び監事)は、代議員総会の決議により選任されますが、次期成蹊会役員の選任は2025年6月に行なわれます。

このため、成蹊会において活発な活動と母校への貢献を行うことが出来、企画力、判断力に満ちた、是非「この人」と思う役員候補者をご推薦下さい。

ご自分を推薦されても差し支えありません。

(※)成蹊会理事は、理事会を組織し、理事会は事業計画・収支予算、事業報告・決算、資産の運用・管理、その他組織・人事・諸規程など会の運営についての諸事項を審議し、議決する機関です。

なお、成蹊会理事に選任された方の中から、理事会において成蹊会会長、副会長、常務理事が選任されます。

成蹊会監事は理事会に出席し、理事の職務執行状況、成蹊会財産管理状況並びに事業報告・決算財務諸表の監査等を行います。

これらの重要な役割を認識いただき、成蹊会の運営に直接貢献しうる人材を自薦・他薦していただければ幸いです。

推薦方法

●所定の推薦状を使用してください。

(推薦状の用紙は、ホームページからダウンロードするか、成蹊会事務局まで、電話又はメールにてご請求下さい)

電話 0422-51-2244 メール seikeikai@jim.seikei.ac.jp

●推薦人は個人2名(1名でも可)までとします。(自薦の方は推薦人1署名欄に自署)

●推薦状には必要事項を全てご記入願います。

推薦状の締切日・送付先

●郵送にて受け付けます。(持参でも可、持参の場合は2月28日17時で締切)

受付期間 2025年2月3日～2月28日 <2/28当日消印有効>

●送付先 〒180-8633 武蔵野市吉祥寺北町3-3-1

一般社団法人成蹊会事務局 推薦委員会委員長 宛

推薦に関わるご注意

①公示に定める推薦期間を過ぎた場合は、いかなる場合においても受け付けをいたしません。

②推薦状の必要記載事項に記入漏れがある場合には、無効となります。

③推薦状に記載されている役員候補及び推薦人において、直近の2年分以上の会費を滞納したとして正会員の諸権利及び資格を停止された方がいらした場合も無効となります。

役員の実定員・任期等

●定員数は、理事10名以上15名以内、監事2名以上3名以内(定款第24条)

●任期は2年(2025年6月の代議員総会終結後から2027年6月代議員総会終結まで)。

再任を妨げませんが「連続」5期を限度とします。

●原則無報酬です。理事会の出席に際し交通費・日当は支給されません。

役員の実選任方法

●2025年3月1日～3月31日 推薦委員会での審査及び選考

●2025年4月中旬 推薦委員会が理事会に選考結果を答申

●2025年4月下旬 理事会において総会議案として「理事・監事候補者」を決議

●2025年6月中旬 代議員総会において選任

※一般社団法人成蹊会定款、役員等選任規程、推薦委員会規則はホームページに掲載しますので、ご確認ください。

成蹊会

検索